

令和 4 年度

川根本町水質検査計画

1. 基本方針
 2. 水道事業の概要
 3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点
 4. 検査地点
 5. 検査項目と検査頻度
 6. 検査方法
 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
 8. 臨時の水質検査
 9. 関係機関との連携、配水系統と検査地点
- 別表 川根本町水質検査計画表

川根本町くらし環境課

1. 基本方針

安全かつ良質な水道水の供給を確認するため、給水の実態を十分に考慮し、適切な採水箇所適切な項目の水質検査を実施します。

川根本町では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給を目指し、原水及び浄水の状況を踏まえて水質検査計画を策定しました。

2. 水道事業の概要

大間簡易水道

大井川水系の湯山沢、かじか沢の表流水を水源とし、大間浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

接岨簡易水道

大井川水系の宮沢の表流水を水源とし、梅地浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

海久保地区にはポンプで送水しています。

本川根北部簡易水道

◇八木、大沢、小山、細尾地区

大井川水系大沢の表流水を水源とし、大沢浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇奥泉地区

大沢浄水場より奥泉配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

本川根南部簡易水道

◇ 沢間、桑野山、土本地区

大井川水系ウムシ沢の表流水と桑野山浅井戸を水源とし、新小長井浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 千頭東、千頭西、寺馬地区

大井川水系神光寺沢の表流水を水源とし、寺野浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 小長井地区

大井川水系筒沢の表流水を水源とし、小長井浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 上岸、前山、田代の一部の地区

大井川水系中沢の表流水を水源とし、上岸浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

配水池には、新小長井配水池からも送水されています。

◇ 田代地区

上岸配水池より田代配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 柳三、崎平、青部地区

田代配水池、寺野配水池から田代ポンプ場に送水し、ポンプにより三盃配水池、青崎配水池へ送水しています。ここで塩素消毒を行い自然流下方式により各家庭へ給水しています。

徳山藤川簡易水道

◇ 藤川地区

水源地は大井川水系用留沢、木折沢の表流水を水源とし、藤川浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式、加圧配水方式により各家庭へ給水しています。

◇ 徳山地区（沢脇系）

水源地は大井川水系日向沢及び杉沢の表流水を水源とし、徳山浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 徳山地区（野志本系）

水源地は大井川水系野志本沢の表流水を水源とし、野志本浄水場へ導水しています。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式、加圧配水方式により各家庭へ給水しています。

水川簡易水道

水源地は大井川水系水川川の表流水を水源とし、水川浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

田野口簡易水道

水源地は大井川水系足間沢の表流水を水源とし、田野口浄水場へ導水しています。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

中部簡易水道

◇ 上長尾地区

水源地は大井川水系明屋沢の表流水を水源とし、上長尾浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 高郷地区

水源地は大井川水系松尾川の表流水を水源とし、高郷浄水場へ導水しています。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 梅高地区

水源地は大井川水系中津川支流の表流水を水源とし、梅高浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

下泉下長尾簡易水道

◇ 下泉地区

水源地は大井川水系小河内川の表流水を水源とし、下泉浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 下長尾地区

水源地は大井川水系柳沢の表流水を水源とし、下長尾浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

南部簡易水道

水源地は大井川水系三津間沢、争無沢の表流水を水源とし、南部浄水場へ導水しています。ここで急速ろ過及び塩素消毒を行い、送水ポンプにより配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 三津間地区

南部浄水場より高区配水池、低区配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 瀬平地区

三津間高区配水池より瀬平配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 久野脇地区

南部浄水場より久野脇配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

◇ 塩郷地区

久野脇配水池より、塩郷配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水しています。

地名簡易水道

水源地は大井川水系中之沢、塩郷沢の表流水を水源とし、地名浄水場へ導水しています。ここで緩速ろ過及び塩素消毒を行い、高区、低区配水池から自然流下方式により各家庭へ給水しています。

▼▲浄水・配水施設の概要▼▲

	大間簡易水道	接岨簡易水道
	大間地区	接岨地区
所在地	川根本町千頭	川根本町梅地
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	840 m ³ /日	240 m ³ /日
配水池	224 m ³	62.5 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	本川根北部簡易水道	本川根南部簡易水道
	八木、大沢、小山、 細尾、奥泉	沢間、桑野山、土本、千頭東、 千頭西、寺馬、小長井、上岸、 田代、柳三、崎平、青部
所在地	川根本町東藤川	川根本町千頭
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系） 桑野山浅井戸
処理能力	643 m ³ /日（八木大沢）	768 m ³ /日（新小長井） 280 m ³ /日（寺野） 480 m ³ /日（小長井） 120 m ³ /日（上岸）
配水池	263 m ³ （2配水池）	942 m ³ （9配水池）
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	徳山藤川簡易水道		
	藤川地区	徳山・沢脇系	徳山・野志本系
所在地	川根本町元藤川	川根本町徳山	川根本町徳山
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	338 m ³ /日	500 m ³ /日	50 m ³ /日
配水池	313.5 m ³	305 m ³	50 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

	水川簡易水道	田野口簡易水道	中部簡易水道
	水川地区	田野口地区	上長尾地区
所在地	川根本町水川	川根本町田野口	川根本町上長尾
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	136 m ³ /日	96.25 m ³ /日	316 m ³ /日
配水池	134 m ³	149.4 m ³	180 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	中部簡易水道		下泉下長尾簡易水道
	高郷地区	梅高地区	下泉地区
所在地	川根本町上長尾	川根本町下長尾	川根本町下泉
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	160 m ³ /日	153 m ³ /日	162 m ³ /日
配水池	294 m ³	191 m ³	190 m ³
浄水処理方式	緩速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌

	下泉下長尾簡易水道	南部簡易水道	地名簡易水道
	下長尾地区	瀬平、久野脇 塩郷	地名地区
所在地	川根本町下長尾	川根本町久野脇他	川根本町地名
原水の種類	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）	表流水（大井川水系）
処理能力	171 m ³ /日	307 m ³ /日	288 m ³ /日
浄水池	164 m ³	396 m ³ （5配水池）	179 m ³
浄水処理方式	急速ろ過 及び塩素滅菌	急速ろ過 及び塩素滅菌	緩速ろ過 及び塩素滅菌

3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点

大間簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

接岨簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

本川根北部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

本川根南部簡易水道

【原水】

表流水と井戸水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水

質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

徳山藤川簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過、緩速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

水川簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

田野口簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は緩速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物

中部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過、緩速ろ過及び塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

下泉下長尾簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

南部簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は急速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物 等

地名簡易水道

【原水】

表流水で、水質はいたって良好。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】

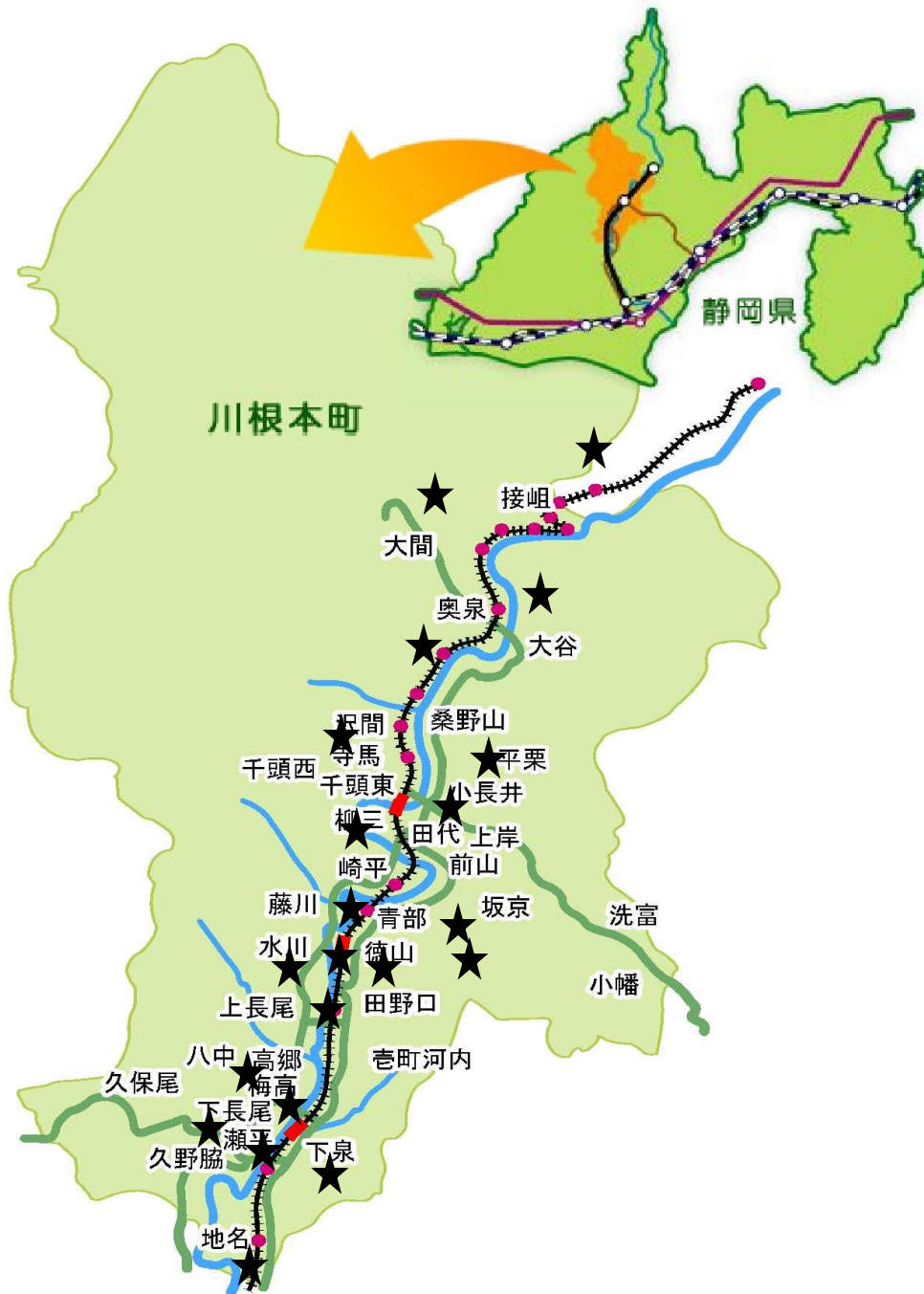
過去の検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。原水水質が良好なことから、浄水方法は緩速ろ過と塩素消毒を行っています。

【水質管理上留意すべき事項】

濁度・色度・残留塩素・蒸発残留物

4. 検査地点

★＝毎月1回実施する浄水省略不可項目検査の採水地点。その他3ヶ月毎に1回実施する浄水省略不可項目の検査についても、同一地点にて採水する。また、年1回実施する原水の検査については、水源地又は浄水場（着水井または導水管からの出口）において採水を行うものとする。



5. 検査項目と検査頻度

検査項目及び検査頻度は、別表の川根本町水質検査計画表のとおりとします。

① 毎日検査

法令に基づく色、濁り、残留塩素を継続して観察・測定します。

② 定期検査

法令に基づく検査項目のうち毎月検査項目（別表◎印9項目）と消毒副生成物（○印12項目）を除く項目については、厚生労働省水道課長通知において、検査回数を以下のとおり省略しても良いことが示されています。

原則　：　年4回

過去3年間の最大値が基準の10%以下の場合　：　3年に1回以上

過去3年間の最大値が基準の20%以下の場合　：　1年に1回以上

この基準に従い、検査頻度を減ずることができる項目については、水源流域に汚染源がないこと、実際に水が良質なものであることを確認し、合理的に検査できるよう状況に応じ頻度の減を行います。

6. 検査方法

水質検査は全て厚生労働省登録機関への委託検査で対応します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、川根本町ホームページ、本庁くらし環境課及び総合支所支所管理室において公表します。

8. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき
- 水源に異常があったとき
- 浄水過程において水質に著しい変化を与えるような異常があったとき
- 水源、給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行したとき
- 配水管の大規模な工事をしたとき
- 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- その他、必要と認められるとき

9. 関係機関との連携

① 検査の実施等について

委託検査機関である厚生労働省登録機関及び静岡県中部健康福祉センターと連携を図って対応します。

② 検査の結果及び計画の見直し等について

水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し、不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて、静岡県中部健康福祉センターや委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県中部健康福祉センター等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。